

## 〈弔い〉の営為にみる生死の諸相

——非規範的な性／生をめぐって——

堀 江 有 里

### 論文要旨

本稿では、性別二元論や異性愛主義という性規範から外れた存在——非規範的な性／生を育む人びと——の〈死〉に着目することで、そこから照らし出される〈生〉について考察する。その際、〈弔い〉の概念を援用することにより、死者を見送ることと同時に、その行為が遺された生者にもたらす意味や意義を検討することとしたい。日本では近年、セクシュアル・マイノリティ（同性愛者やトランスジェンダーなど）の希死念慮の高さが指摘され、自死予防策への動きが生み出されてきた。一九八〇年代に合衆国で大きなうねりを生み出したエイズ・アクティヴィズムを参照しながら、〈死〉の出来事が社会的排除の対象としてセクシュアル・マイノリティの排除を（再）生産するような性規範を問うという行為であったことを確認する。このような作業を通して、〈死〉に向き合う人びとがどのような社会構造のなかに置かれているのかを明らかにするなかで、立ち上がる共同性から〈弔い〉がもたらす生者への意味を考察することとしたい。

ひとは誰も、自分の死を死ぬことができない。わたしが死ぬ瞬間、その死を体験すべきわたしも同時に消え去ってしまうからである。死にゆきつつあるあなたは、みずからの死を自分で担うことができず、あなたを看取るわたしがあなたからあなたの死を受け取ったということを受け取りつつも決定的に遠ざかってゆく。そのとき交わされる喪失としての贈与「渡邊」、二〇一二、二〇九頁」。

## 一・問題の所在——〈死〉と向き合うこと

人間の物理的な生命は有限である。生まれてきた存在はいずれその姿を消失していく。そのような個々の生命の重さは比較できないとしても、生死をめぐる、つねに峻別される価値というものがある。そこに横たわっているのは、その人自身が、どのような地域に住み、どのような出自をもち、どのような属性を有するのか、という点と無関係ではない。物理的な生命のみならず、このような価値づけを含めた人生を〈生〉と呼ぶこととしよう。さまざまな位相において、たえず、価値づけされ、序列が生み出されている〈生〉が、わたしたちの日常には多くある。〈生〉の最期を迎える〈死〉についても同様である。その人自身の〈死〉は、その人自身の〈生〉によって価値づけられていく。

たとえば、宗教において、〈生〉と〈死〉をめぐる出来事は、つねにひとつの大きなテーマでありつづけてきた。宗教は、死にゆく人びとを送る行為や、死後の世界をどのように設定するかなど、多くの物語を生み出してきた。また同時に「宗教の重要な役割は死の重荷の軽減」であるとも指摘されてきた〔井上、二〇一三、十七頁〕。

そのような〈生〉と〈死〉をめぐる価値づけや、〈死〉を迎えた人びとを見送る行為は、生きている人びとにとって、どのような意味をもつのだろうか。本稿では、非規範的な性／生を育む人びと——ここではセクシュアル・マイノリティと表現される存在を指す——という存在をテーマに、その〈生〉と〈死〉をめぐる価値づけや序列形成がかかわるプロセスに注目してみたい。性別二元論と異性愛主義という二つの性規範をもつ社会において、セクシュアル・マイノリティの存在は、いまだ不可視であることはしばしば指摘されている。そして、その不可視性は、セクシュアル・マイノリティのカテゴリーに属する人びとの生死をめぐる出来事のなかでも大きな影を落としている。

また、一般的に、マイノリティの属性をもつ人びとが、その〈生〉のなかで価値を減じられているために自己肯定を阻害され、それゆえに〈死〉へと向かう力学が働いてきたことも指摘されてきた。〈死〉へと向かう、もしくは向かわされる力学のなか、その出来事に直面することになった人びとは、他者の〈死〉という事態をどのように意味づけていくのだろうか。

死にたいという気持ち——希死念慮——を抱えざるをえない人びとや、結果的に〈死〉へと至る人びとを少しでも食い止めていくために——もしそれが必要だとすれば——、わたしたちが考えねばならないことは何であろうか。もしくは、このような現状が減退していくことが、端的に「良い」ことだとしたら、希死念慮をもたずに生きのびていく手立て——生存可能性——を模索するために、わたしたちは何をなすべきなのだろうか。

本稿では、〈死〉という事態に向き合っていくこと、そのひとつの方法としての〈弔い〉——死を哀しみ悼む営み——というプロセスを共有することの可能性について考えていくこととしたい。

## 二．〈弔い〉という営為

他者の〈死〉と向き合う営為を検討するにあたり、本稿では〈弔い〉の可能性に注目してみたい。

文化人類学者の波平恵美子は、〈弔い〉を「人が死んだ時に、その死んだ人の家族や知人、地域社会や職場の同僚などが行なう儀礼のシリーズ」と定義し、そのような「死者儀礼」が「宗教の影響が弱くなっている社会つまり世俗化が進んでいる社会でも必ず行なわれている」ことに注目している〔波平、一九九三、九九〜一〇〇頁〕。また、文化や時代を超えて、死者儀礼が守られているような「普遍性」が生じるのは、生者が死者を見送るという行為が、つぎのような体験をもたらすからであるということが述べられている。要約すると、以下の三点である。すなわち、①集団の成員が自己の死の疑似体験をする機会を得ること、②個人のみならず集団にとっても死の観念の獲得は重要であり、その内容を共有し、確認しあえること、③身近な他者の死という出来事に直面するにあたり、恐怖、悲嘆、取り残され、置き去りにされたことによる悲しみと孤独、嫌悪、不安の感情の表出や、死の観念化などを習得し伝達すること、である〔波平、一九九三、一〇四頁〕。これらを見ると、死者を送る行為は、遺された生者が、その出来事をどのように受容していくのか、また、いずれ訪れる自己の死にどのように向き合っていくのか、という課題がそのプロセスに横たわっていることがわかる。

このような〈弔い〉の営為は、また、日本文化の研究者である川村邦光によると、「死を悲しみ悼む営み」であり、「弔いの場」を再構築したり、更新したりすることは、「生者による死者（死霊）の想起と記憶によって可能となる」ものでもある〔川村、二〇〇五、一四九頁〕。川村はつぎのように述べる。

死者と生者の間に血縁・地縁がなくとも、生者による何らかの縁が死者と結ばれるなら、弔いが行なわれる。死者は生者によって生かされ続けられるのである。逆に言えば、死者に関わる生者がいなくなれば、死者は忘却されることになる〔川村、二〇〇五、一四九頁〕。

ここに示されているのは、死者と生者とのあいだに想定される「記憶」という媒介である。〈弔い〉という行為の主体は、あくまでも生者である。そこに物理的に存在しえない死者について、その人自身とのつながりをもつ生者が、記憶しつづけ、想起しつづける。そうして、〈弔い〉の行為がなされていくのである。

さらに、川村邦光は、「弔いの場」を再構築したり、更新したりすることは、「生者による死者（死霊）の想起と記憶によって可能となる」とする。そして、「この想起と記憶が死者を歓待する契機となる」ということ、また「死者の贈与」ともなるのだと述べる。このようなことは実証的に検証できることではない。というのは、死者はこの世には存在しないからだ。しかし、死者へのまなざしが、生者に帰属するという現実のなかに限定されるものである以上、「弔う」という行為が、遺された生者たちにとって大きな喪失体験からの出口を生み出す契機になりうるのではないだろうか。それは、言い換えれば、喪失を超えて生み出される「生き残った者」が「生き延びる方策」へと転換していく契機でもあるだろう。行き着くところは、遺された者たちは生きざるをえないという現実と向き合うための出発点でしかないのかもしれないとしても、である。意味ある他者の〈死〉へと向き合うことは、抽象化された行為ではない。哲学者の小泉義之は、つぎのように述べる。

誰かが死ぬ、私は生きている。誰かが死ぬことと、私が生きていることのあいだには、何の関係もない。誰かの死と私の生は、徹底的に断絶している。誰かの死と私の生を、さらには、誰かの死と誰かの生の断絶を、思い知ることが弔うということである」〔小泉、一九九七、九頁〕。

〈死〉と〈生〉は、ひとりの人間のなかで隣り合わせでありつつも、しかし、他者の〈死〉と自己の〈生〉は、決定的に断絶しているのである。そのような現実に向き合っていくこともまた、遺された生者たちの共同性のなかでなされていく可能性をもつものでもあるだろう。

このような〈弔い〉の営為は、非規範的な性／生を育む人びとのなかで、どのように行なわれうるのだろうか。次節にて、二つの〈死〉をめぐる追っていくこととしたい。

### 三、非規範的な性／生と〈弔い〉

#### 三・一 自死予防というトピックをめぐって

誰かにとって、大事な存在——意味ある他者——が突然に死にゆくという出来事は、遺された者たちにとって、はかりしれない喪失感を生み出すものである。突然の〈死〉には、たとえば、病死、事故死、殺人被害、自死、<sup>③</sup>などがある。そのなかでも特別な出来事のひとつとして認識されてきたものに自死がある。<sup>④</sup>

自死という出来事は、現在の日本のなかで、二つの状態に引き裂かれている。

一方では、自死は「自死遺族にとって、当事者の死因をできるだけ『伏せる』『言いたくない』というケースも多い」ように「有末二〇一一、九二頁」、語ることを躊躇されるようなタブー視された〈死〉でもある。たとえば、子どもが自死した経験をもつ親たちを調査した若林一美は、かれらが「死別そのものの悲しみに加え、隠すことの苦しみをも背負っている」と指摘している。「隠す」という行為は、〈死〉という事態に直面するのみならず、「世間の好奇と偏見、無理解の前で、言い返すこともできず、言い訳することさえも許されないまま、一方的に傷ついていくしかない体験を繰り返すなかで助長されていく側面もある」<sup>⑤</sup>「若林、二〇〇三、十五頁」。自らのちを絶つ行為は、この世に生きる価値はないことを本人が認識していることの表れでもある。そして、それは周囲の人びとの存在や関係性を否定することをも意味する。言い換えれば、身近な人びとが自死するという出来事は、遺された人びとにとって、大切な存在を失うとともに、自分という存在やその関係性をも否定される行為でもあるのだ。だからこそ、身近な存在が自死した人びとにとって、自分の力が及ばなかったことへの自責の念が助長されることとなる。

しかし他方で、自死とは、日本政府も自死予防対策を行ってきたなか、大いに語られるトピックとしての〈死〉でもある。一九九八年から数年間、自死者三万人を越える日本社会の現実が問題化されるなか、この対策が具体化してきた。二〇〇六年には「自殺対策基本法」<sup>⑥</sup>が制定されるなど、日本政府も自死予防や啓発に関心をもちようになってきた。ピークの二〇〇三年には三万四、四二七人。二〇〇九年以降は減少傾向にあり、二〇一二年には二万七、八五八人となり、十五年ぶりに年間三万人を下回った。しかし、統計上の数値は、あくまでも傾向を表すものにはすぎない。というのは、自死とは認識されないが、きわめて自死に近いかたちで亡くなっている人びとがいることは想像に難くないからだ。

このように、自死は、一方では身近な関係性のなかでは死因としては語られずに沈黙に置かれることと、他方では政策のなかで公的に語られることという、表面的には正反対にある二つのベクトルをもっているといえる。

《死》をめぐるトピックのひとつとして、セクシュアル・マイノリティのそれがある。マイノリティと自死との関係については、近年、いくつかの調査がなされてきた。それぞれの調査は対象や方法、さらには文脈が異なるので単純に比較することはできない。しかし、セクシュアル・マイノリティの実態は社会のなかで把握し難い現状があるため、参考までに簡単にみていくこととしよう。

これまでになされた大規模な調査としては、ゲイ・バイセクシュアル男性のメンタルヘルスについてのものがある〔日高、二〇〇〇、日高ほか、二〇〇七など〕。日高らが一九九九年より二〇〇九年近くにわたってつづけている調査によると、ゲイ・バイセクシュアル男性のなかには、自尊心感が低く、希死念慮を抱いたことがある人びとの比率が高いことが示されている。

日高らが集めたデータのうち、自死を考えたことがある人びとは六五％、そしてそのうち、十五％が自死未遂経験者であるという数値が示されている。この調査によって収集されてきたデータによると、自死を考えたことがある人びとや、自死未遂へと至った人びとの数値にはあまり変化がみられないという。すなわち、ゲイ・バイセクシュアル男性を対象とした調査によると、性的指向を理由に自己肯定をみいだすことができず、希死念慮が高いという現実をみてとることができる。

また、非異性愛女性の性意識調査が一九九〇年代に実施されている「性意識調査グループ、二〇〇八」<sup>6</sup>。この調査によると、「自殺を考えたことがありますか？」という問いに、「自殺未遂を起こしたことがある」が十八・七％、「考えたことはあるが実行に移したことはない」が五六・二％という数字が示されている。実際に行動に移した人びとも含め、希死念慮をもつ人びとが、七四・九％も存在するという高い数値が示されている。この調査によると、希死念慮の背景は、自由回答欄の記述から以下の項目に分類されている。すなわち、①恋愛・失恋、②アイデンティティ／セクシュアリティ、③家庭・人間関係、④孤独、⑤自己否定、⑥死への憧れ、⑦厭世感である「性意識調査グループ、二〇〇八、二一五―二二二」。

このような状況が生まれてくる背景に「異性愛社会の中で別のセクシュアリティをもって生きる」現実からの「強いストレス」が挙げられる。非異性愛のあり方は、「生活のあらゆる面に意識的にも無意識的にも関わっている、いわばその人の人生に関わる問題」であり、「あからさまな差別をされることがなくても、ただそこに生活し、存在しているだけで」あることが強調されている。また、心に影響する「物質的な問題」が

あるとして、つぎのように述べられている。

「普通の家庭」を築かない女性たちには、結婚から受ける法的保護がありません。さらに、日本の企業社会はいまだに女性の社会進出を阻害しています。そうした社会の仕組みからくる地位の低さは、そのまま経済力にはね返り、通常の生活をおくっている間はともかく、なにかのおり、(…)大きな打撃として私たちに襲いかかるのです〔「性意識調査グループ、二〇〇八、二〇七頁」。

女性の場合には、「普通の家族」——男性と婚姻関係をもつ生活——を築かなければ、法的・経済的に「保護」されることがない。その地位は社会的にも影響を個々人に及ぼす。さらには、このような社会生活の不安が、同時に社会生活の困難を導き出し、希死念慮に結びつくと考えることがができる。

自死は、突発的な行動によって遂行される場合もあるが、その背景に希死念慮が横たわっているケースも少なくはない。すなわち、自己の生きがたさから、存在自体を肯定する機会が奪われ、自らの〈死〉を願いつづけるということである。もちろん、これらの調査は時期も対象も方法も異なるため、単純に比較することはできないが、セクシユアル・マイノリテイの置かれた状況を考えるには、さしあたり、参照できる数値ではあるだろう。

これらの調査のみならず、日本政府による自死予防の啓発活動のなかにもセクシユアル・マイノリテイがハイリスク・グループとして登場しはじめている。民主党政権のなかで社会包摂がめざされるなか、二〇一二年三月に開始された24時間フリーダイヤルの電話相談「よりそいホットライン」にはセクシユアル・マイノリテイの専門回線が設置された。<sup>⑦</sup> また同年八月に見直された「自殺総合対策大綱」にもセクシユアル・マイノリテイがハイリスク・グループとして考えられる点について言及されている。

もちろん、これらの背後には、さまざまな動きがあった。二〇一二年三月には参議院議員会館にて院内集会が開催されているし、議員へのロビイング活動もつづけられてきた。身近な友人たちや活動仲間を自死で失った人びと、また、自らも自死未遂を経験した人びとが語りはじめていることを忘れてはならない。その一つひとつは、重く、そしてまさにいのちが選別されていく様子を映し出している。そのような状況に突き動かされながら政策提言の動きが生み出されてきたといえる。そして、その結果として、ようやく政府がセクシユアル・マイノリテイに言及

するという道筋が生まれてきたのだ。

しかし、自死対策にセクシユアル・マイノリティの存在が可視化することは、単純に良いことだといえるのだろうか。そこで損なわれているものはないのだろうか。簡単に述べておくと、問題のひとつには、自死や他者の〈死〉をめぐる、その出来事が抽象化されるようなプロセスが横たわっているという点がある。自死を予防してこうとするときに語られる〈死〉は、必然的に、他者の〈死〉である。死んだ人びとは語ることができないからだ。ここでは自死「予防」というテーマが取り沙汰されるなかで見失われていくものを問題提起的に述べておきたい。

ひとつには、たとえば、亡くなった人びとの遺体引き取りや葬儀の準備など、自死者の死後の諸手続きについて放置されていることだ。独居者が賃貸住宅で自死をしたとする。その場合に、遺族が部屋の改装料や家賃補償、さらにはおほらい料まで求められるケースがある（「毎日新聞」二〇一〇年一〇月三十一日）。これらは日本の場合、義務や権利が法的家族に限定されていることが多いために、それ以外の周囲の人びとからは問題として認識され難いといえる。しかし、そもそもこのような現実には「予防」という観点からだけではみえてこないものもある。そうであるがために、〈死〉は抽象化されていく。そして、理念としての〈生〉に価値が置かれ、生き延びることが奨励されることとなる。

もうひとつには、結果的にはあれ——大量服薬などの結果として——生命を失った人びとはほんとうに生き延びたほうが「幸福」だったのかという点について考える余地がまったく閉ざされることである。当然ではあるが、〈死〉が語られるのは、つねに生者からの視点でしかない。この点については後述する。

このように取りこぼされてきた問題がありつつも、しかし、実際には自死に至るケースとしてハイリスク・グループでありながら、不可視な存在としてあったセクシユアル・マイノリティが、政策提言にも参与し、徐々に可視化されてきたことも事実であろう。

とくに、セクシユアル・マイノリティの自死については、そこに二重のタブーが横たわってきたといえる。ひとつには、自死という手段で〈死〉を迎えたことと自身が、起こった事柄を語ることをタブー視されてきたという点がある。先述したように、その死因を公表することや、さらには触れることすらままならない状況はありつづけている。また、もうひとつには、異性愛主義や性別二元論という社会規範が存在するなか、そこから外れた性／生を育む存在自体や、それを表明すること——クローゼットから出てカミングアウトすること（coming out of the closet）——自体が社会のなかでタブー視されてきたという点、家族をはじめとして周囲の人びとに受け入れられないという点がある。

### 三・二 エイズ・アクティヴィズムにおける(用)

つきに、非規範的な性／生を育む人びとにとって、(死)をめぐる共同体の記憶から、一九八〇年代にゲイ・コミュニティを直撃したエイズをめぐる事柄を取り上げておきたい。ここでエイズをめぐる問題を取り上げるのは、エイズをめぐる社会運動——エイズ・アクティヴィズム——が、「正しい」とされる——規範的な——性から外れて生きる人びとにとって(死)をめぐる共同体の記憶でもあるからだ。

現在、薬が開発され、それを入手することができれば生命の危険にまで及ぶことは少なくともはなかったが、一九八〇年代には、エイズは「死に至る病」であった。すなわち、HIVに感染し、潜伏期間を置いてエイズを発症した場合、免疫組織が破壊された後、合併症で死に至るというケースが非常に多かったのである。アメリカ合衆国では、一九八一年にアメリカ合衆国疾病予防管理センター(CDC/Centers for Disease Control and Prevention)が「第一号患者」として最初の症例であるゲイ男性(男性同性愛者)のケースを発表した。新たな奇病に「エイズ」という名前が付けられる前には「GRID(ゲイ関連症候群)」と名づけられ、ゲイ男性に特有の病と喧伝されたこともあったように、この病をめぐる、ゲイに対する差別が助長されることとなった。付け加えるならば、このような合衆国の情報をそのまま利用した日本においても類似した流れが生み出されることとなった。

同時に、エイズは、当時、ゲイ男性たちに対する社会的排除を助長する出来事でもあった。かれらは「沈黙は死なり(Silence=Death)」というスローガンを生み出した。沈黙していくことで殺されていく。ならば、声を上げよと。それは、お行儀よく、政府に対して、もしくはマジョリティに対して、マイノリティの存在の承認を懇願していくことではなかった。ときに路上を占拠して、沈黙のうちに座り込みやダイ・インを行なうこと。ときに政治風刺を含む痛烈なメッセージを掲載したステッカーを作成して街頭に貼り付けること。ときに政府機関や宗教施設を訪れ、抗議の声を挙げること。——逮捕者をも生み出さざるをえなかった、これらの直接的な行動が、かれらのあらたな社会運動のあり方でもあった。かれらは、闘いのただなかにおいて、死にゆく人びとを見送っていかなければならなかった。当時のエイズという病の性質上、(死)は日常的に向き合う出来事として存在していたからだ。合衆国でのエイズ・アクティヴィズムを牽引したひとりであるダグラス・クリンプは「哀悼と戦闘(Mourning and Militancy)」と題された論文のなかで、他者を死によって喪失する体験を共有することの契機とその意義をみいだしている。クリンプは、「わたしたち自身は、まぎれもなく死の問題について、死がどれほど深くわたしたちに影響を与えるかに関して、沈黙している」と述べる[Crimp, 1989]。「沈黙」が強いられる状況に対し、「沈黙は死」というメッセージは、「語る」ことを重要な戦術として打ち出そうとする

ものであった。しかし、失われていくいのちを悼むとき、その〈死〉を記念しようとする空間では、「沈黙」が強いられることがある。たとえば、葬儀の空間である。クリンプが取り上げるのは、サイモン・ワトニーのつぎのようなエピソードである。ワトニー自身が「エイズについて語ること」を決意した出来事である。

葬式は、ロンドン郊外の古いノルマン風の教会で執り行なわれた。エイズについては、何ら言及されることはなかった。ブルーノは、あきらかにはされない、ある病のために勇敢に死んだのだ。およそ四十名ほどの参列者のなかには、わたし以外に二人のゲイがいて、二人ともかれの恋人であった。かれらは、両親以外で、参列しているほかの誰よりも、はるかにブルーノと親密であった。しかし、かれらの悲しみは男らしさが許容される範囲のなかで抑制されなければならなかったのである。わたしたちが出会った郊外の息の詰まりそうな生活と、すばらしく肯定的で魅惑的的人生を送るゲイとしてのブルーノが実際に生活していた世界の認識とのあいだにある差異のアイロニーは、ほとんど耐えがたいものであった【Crimp, 1989, p. 8】〔強調、引用者〕。

この葬儀という空間のなかでは、交わることのない二つの〈弔い〉の位置が同時に存在している。両者はある意味において衝突しうるものもある。しかし、互いにその位置のちがいがあきらかにされないからこそ、葬儀空間での衝突が回避可能となるのだ。その二つの位置とは、ひとつには、「勇敢に」あった息子を送り出そうとする両親を中心とする人びとの〈弔い〉であり、そしてもうひとつには、「男らしさ」からの逸脱とみなされたゲイ男性（男性同性愛者）という存在とその経験をともした友人たちの〈弔い〉である。

葬儀空間は、社会と断絶しているところには存在しない。死者との決別の現実を認識するために存在する葬儀空間は、生者のために存在する。主人公にすえられた死者は、もうこの世にはいない。であるからこそ、その空間に働くポリテクスに意見を述べることができなければ、異議申立てを行なうこともできない。たとえば、葬儀という儀式の場では、社会によって位置づけられた関係が明示的に現れることを、先に引用した文化人類学者の波平恵美子是指摘している。波平によると、葬儀は、その関係を辿りなおし、確認する儀礼でもある。それがゆえに、社会規範が強く作用する場でもある「波平、一九九三」。もちろん、時代や文化など、その背景によって、葬儀空間にどのような力学が働くかにはちがいはあるだろう。しかし、「法的家族」という枠組が、最も大きくその場を占拠していく——同時に死者に関する義務や責任を負う——点では、

一九八〇年代の合衆国でも現在の日本でも共通しているのではないだろうか。すなわち、ブルーノの場合も同様、公的な葬儀という空間では、「勇敢に」亡くなっていった息子を送り出す〈弔い〉が、その場のあるべき姿として存在していたと考えるのが妥当であろう。

そのような空間において、エイズという「ある病」は、決して「あきらかにはされない」。ブルーノが〈死〉へと至るプロセスを知る人びとがその場に立ち会いながらも、それは「あきらかにはされない」のである。語ってはならないものとして、ある。沈黙を強いられるものとして、ある。そして、語ってはならないという命令は、その場に強く作用するがゆえに、ある人びとにとっては、その欠如が突出して感得される。

同時に、ここで語ってはならないものとしてあるのは、亡くなったブルーノがゲイ男性であったということでもある。ゲイ男性といわれ自身はセクシュアリティは語られず、しかし、それとは裏腹に「勇敢に」亡くなったことのみが語られる。〈男らしさ〉を示す「勇敢さ」は、まさにゲイ男性が〈普通＝異性愛者〉という規範から外れてしまった存在として、かき消されるように隠蔽されていくのである。そして、その「勇敢さ」をあえて強調する雰囲気葬儀空間を占拠していく。

他方で、死者が親密であった人びとが抑制されているのは、哀しむ権利である。名前を告げられない病が、ゲイとしての生活とむすびついていくからこそ、セクシュアリティと、その死に至る経緯、亡くなった人自身の〈生〉のプロセスすらも、「沈黙」のただなかに置かれ、否定されることとなる。葬儀という空間と、哀しみを抑制せざるをえない状況に置かれた人びととのあいだに、不可視なコンフリクトが生じる。この場では、沈黙のなかに置かれることによって、その〈死〉は記憶されず、そこに至るまでの道筋である〈生〉も、ある部分についてはかき消されていくのだ。ここには、かれ自身のセクシュアリティと、その死に至る経緯、亡くなった人自身の〈生〉のプロセスすらも否定されるというプロセスをみてとることができる。

この葬儀に立ち会ったワトニーが「エイズについて語ることを決意した空間であったという点は、とても示唆的である。強く沈黙が強いられた場があったからこそ、かれのなかに「語るべきこと」の重要性が浮かび上がってきたのではないだろうか。

クリンプがこの論文のなかで主張していることは、まさに「哀悼」の重要性である。フェミニズムやクィア理論の研究者である清水晶子は、時代背景とその状況のなかで紡ぎだされていった論文からクリンプが問おうとしたことを「喪失の悲しみを怒りや抵抗に変えることが確かに重要だとして、時にその重要性の強調が、かくも大きな喪失と暴力とを前にして悲しみや怖れにうちひしがれ、身動きがとれなくなってしまおうことに対する非難に転じるのではないか、という点」にあると述べている〔清水、二〇一三b〕。

先の葬儀の空間を描き出した後に、ダグラス・クリンプは、さらにつきのように述べる。

エイズ危機のさなか、亡くなった友人たちと結びついたさまざまな記憶と希望と、わたしたちの意識に加えられる毎日の攻撃とのあいだにはほぼ必然的な関係があると言ってもおそらく過言ではないだろう。(…)わたしたちが遭遇する暴力は情け容赦のないものであり、沈黙と不作為の暴力は、抑え切れない憎悪と明白な殺人の暴力と同じように、ほとんど耐えがたいものなのだ。この暴力が死者の記憶を冒瀆するものであるがゆえに、わたしたちは死者の記憶を守り、抜くために怒りをもって決起する。わたしたちの多くにとって、哀悼は戦闘になるのである〔Crimp, 1989, p. 8 / 強調、引用者〕。

先述した死者のかつての(生)をめぐって、消去される記憶は、クリンプによって、怒りの発端として描きなおされる。怒りを共有することによって、エイズ・アクティヴィズムが駆動していく様子をみてとることができる。生者にとって、意味ある他者を突然に喪失することは受容しづらい体験である。そこには無念さ、不甲斐なさ、自責感情などを含め、さまざまな感情が渦巻く。そのような感情を抱えながら、遺された生者たちが、その喪失と向き合っていくことの意味を、クリンプは「戦闘」という言葉で表現する。そこにあるのは、怒りの共同性である。言い換えるならば、怒りが媒介となって生み出される共同性が、エイズ・アクティヴィズムという集合行動が形成されていった。それは、不可視化された存在が、もしくはモンスターのよう扱われていた存在が、街頭へと出現し直接的抗議行動を繰り広げていくことでもあった。

しかし同時にクリンプが強調したのは、怒りを前面に出していたコミュニティが、それだけでは共同性を生み出しえないということでもあった。現実に向き合うことは、怒りをもって立ち上ることだけではない。怒りという共同性を生み出すことの重要な契機とともに、そこで見失われていたのは、哀悼するという行為である。人びとがいなくなっていく。その出来事に向き合うことは容易ではない。喪失感を共有することが、また、クリンプにとってはコミュニティの大切な記憶を紡ぐ行為でもあった。

#### 四、共同性がもたらす可能性——生き遺された者たちの課題

前節では、①自死やそこへといたる希死念慮と、②エイズ・アクティヴィズムにおける哀悼の問題をみてきた。これらは、それぞれ「死因」をめぐってはたしかに異なるものである。しかし、自死をめぐっての考察からはじめ、死者の記憶を共有するためのプロセスとして、ここにエイズ・アクティヴィズムを参照したことに、ひとつの大きな理由がある。それは、非規範的な性／生を育む人びとにステイグマが付与され、自らを語ることができなくされていく力学が、社会において働いているという共通点があるからだ。言い換えれば、それは社会に／のただなかで殺されるという事態でもある。

繰り返すが、遺された生者たちにとって、意味ある他者を突然に喪失することは、受容しがたい体験である。「哀悼」とは感情の動きを意味するものである。そして、クリンプがそのような感情の動きを「戦闘」という身振りへと具体的に提起していくとき、そこで架橋されようとしているものは何か。葬儀空間の例から読み解いたのは、哀しむ権利を剥奪された人びとの経験を共同性へとつなぎとめていくための「怒り」という感情から生み出される抗いという身振りであった。その出発点にあるのは、〈死〉という出来事と向き合うことである。向き合うこと自体は、個人的な行為としても可能である。しかし、ここであえて共同性の必要が持ち出されるのは、その〈死〉の出来事と表裏一体となった〈生〉に、これまでもみてきたように社会構造のなかに埋め込まれている困難が横たわっていることを問題化するためである。

クリンプが述べるように、この時代、エイズは、セクシュアリティと結びつけられることによって、「沈黙」を強いられてきた。そして、同時に同性愛者に対する差別意識を基盤とした、政府の「不作為」によって、見殺しにされてきた多くのいのちがあることが指摘されてきた。先にみてきた自死にいたる人びとには、社会的圧力を受けて、希死念慮を抱くプロセスがあった。やはり、ここでも「沈黙」と「不作為」は共通している。クリンプが、その時代背景から挑発的に投げかける「哀悼は戦闘になる」という怒りの共同性への呼びかけは、規範的な性／生を強要されることへの徹底的な抗いとして読みとることができないのではないだろうか。

ただ、注意しておかなければならないのは、抵抗の手段へと行き着く契機として「怒り」の共同性のみをクリンプが強調したわけではない点であろう。「怒り」が共同性として生み出されるプロセスに「哀悼」という行為があることをクリンプは述べた。まさに非規範的な性／性を育んでいるという現実のただなかで、かれらはその〈生〉を否定されたがゆえに、死者の記憶を紡ぎなおす場に招かれざる存在として立たされていた。

「哀悼」の行為は、そのような場から、ふたたび死者の〈生〉の記憶を紡ぎなおす営為として呼び起こされるのである。

このような点を踏まえた上で、日本の現状に対してどのような示唆を読みとることができるのだろうか。クリンプが示した「怒り」を媒介とした共同性が立ち上げられ、「戦闘」の呼びかけがなされる時、その先に、わたしたちが目指すべきところには何があり、またどのような方法でその地平にたどり着くことが可能なのであろうか。

ここで、日本における非規範的な性／生を育む人びとが〈死〉を迎えていく、その力学のただなかでの〈弔い〉について考察していくために、先述した自死予防という場を例にとつて検討していくこととしたい。クリンプの「戦闘」への挑発的な呼びかけを踏まえると、現在の日本で行われているような、自死予防対策のために、セクシュアル・マイノリティたちが政府への施策を求めていく行為は、両義的なものでもある。一方では、セクシュアル・マイノリティの存在が不可視なところに置かれているために、可視化の必要性というものがある。しかし他方では、そこにマイノリティの存在として自らを固定化してしまう危険性や、そもそも排除装置として働いている性別二元論や異性愛主義という規範を不問に付してしまう危険性もあるのだ。

昨今のセクシュアル・マイノリティの政治的活動のなかに、一九九〇年代とは異なった動きがあることを、清水晶子は指摘している。清水は、一九九〇年代の特徴的な動きとしてつぎのような点を指摘する。

九〇年代に(…)課題のひとつは、同性愛嫌悪は日本には存在しない、あるいは英米ほどには強くない、との主張に対して、日本での同性愛嫌悪はより見えにくい形をとっているに過ぎないと指摘し、それを読み取ってみせることだったと言える。異性愛規範を支えるナラティブをクイアに読み解くことは、具体的な政治的介入にかかわる実践でもあったのだ〔清水、二〇一三a、二二七頁〕。

しかし、清水が指摘するように、一九九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて、このような動きは少しずつ後退し、逆に前景化されたのは、「マイノリティの身体とははっきり区別されるマイノリティとしての安定した輪郭とアイデンティティを与え、それらの身体の差異や尊厳、場合によっては権利に注目する議論」である〔清水、二〇一三a、二二七頁〕。

また、清水は、昨今の「性的マイノリティの人権保障の急激な広まり」に議論の重要性を指摘しながらも、つぎのように述べる。

しかし同時に、差異をもつマイノリティとしての特定の奇妙な身体を同定した上でそこに尊厳や権利を付与していく手続きは、マジョリティ／マイノリティの線引きもマジョリティの中心性も問い直すことのない多様性の称揚という形でマイノリティを回収する多文化主義的な弊害をも、抱え込むことになった〔清水、二〇一三a、二一七―二一八頁〕。

多様性を称揚するという意味での多文化主義は、そもそも、マイノリティが排除される装置としてあったマジョリティ規範をそのまま放置しつづける。というのも、マジョリティ規範に一定乗ることをしないと、マイノリティの声は聞き入れられないからだ。そのため、マジョリティ規範を根源的に問うことはできないという現状がある。それは、そこに乗らないマイノリティたちは、そのまま放置されることを意味する。その結果として、マイノリティのなかに、マジョリティの許容する、包摂される存在とされえない存在という峻別を生み出すこととなる。すなわち、マイノリティのあいだに分断が生み出されるといふことだ。

また、さらに重要なことは、つぎの点であろう。自死予防は、文字通り、希死念慮をもつ人びとに「生き延びる」ことを選択するように迫る。では、「生き延びる」ことを選択した後、マジョリティ規範に包摂される存在として立つことはできるのだろうか。包摂されない存在というカテゴリに峻別されたとき、そこに人が生きる価値をふたたび育んでいくことはできるのだろうか。たとえば、「人間は与えられた生命を生きる義務や権利がある」、「生きているとかならず良いことがあるはずだ」と規範的に物事を述べるのは生き延びることが「良い」ことであるという価値観のもとでは必要なことでもあるだろう。また、ある意味では、規範的に物事を述べるのは、たやすいことであるのかもしれない。それらの規範は大前提として存在するとしても、では、生きる価値をどのように共有していくことができるのか、という問いが、その先には待っている。生命の価値を他者が強調することと、本人が〈生〉の困難をふたたび抱えつづけることになるという現実のあいだには大きな溝が横たわりつづけているのだ。実際に、セクシュアル・マイノリティの相談業務から明らかにされてきたことは、セクシュアル・マイノリティであることと、失業や貧困の問題、メンタルヘルスの問題や障害を抱えて生きていることなどが重複的に存在した上に、生きがたさを抱えている人びとの多さである。そのような重複して存在する問題を、複合的にみていく視点がなければ問題解決には結びつかないのも、また、現実である。

## 五. おわりに——生存可能性の方へ

本稿では、〈死〉という出来事から照らし出される〈生〉の意味づけについて、非規範的な性／生を育む人びとを事例に検討してきた。〈死〉をめぐる出来事の背景には、規範から外れた〈生〉を育むことによって、社会構造に埋め込まれた困難があり、また〈死〉へと向かう力学が存在することをみてきた。また、他者の〈死〉に直面するなかで、その〈生〉を振り返る場からも疎外されていることをみてきた。このような現状のなかで生み出される共同性を〈弔い〉という概念を援用して読み解く可能性を考察してきた。

実際に生命を失った人びととの協働作業を遺された生者が遂行することはできない。しかし、他者の〈死〉に向き合うとき、そこに〈弔い〉という共同性をもった行為が立ち上げられ、社会構造を読み取り、規範に抗おうとする可能性や、「怒り」という感情を媒介とし、共同性を生み出すことの可能性がある。

本稿では、性をひとつの切り口として検討してきたが、わたしたちの社会を構成する規範には、ほかにもさまざまなものが存在する。当然のことながら、その規範から疎外される人びとが、複合的に〈生〉の困難の場に置かれている可能性も多くある。それら一つひとつの課題を読み解くことと同時に、通底する事柄を読み取っていくことも必要となるだろう。そのような作業を通じて、より普遍的に現代社会における生きがたさを軽減する方向性を模索することはできないものだろうか。

もちろん、残された課題は多くある。とりわけ、現在の日本において、「LGBT」という言葉が流行してはいるものの、性別二元論や異性愛主義をめぐる排除の結果、他者の死に直面することがいままもなくはない。そのとき、生き遺された人びと、生き延びた人びとにとって、どのようなニーズがあり、どのようなネットワークが構想可能なのか。実態調査も含め、具体的な作業を行なっていくことを筆者の今後の課題としたい。

### 【付記】

本稿は日本学術振興会科学研究費助成金による基盤研究（C）「文化・社会運動研究における『アイデンティティの政治』の再文脈化」（課題番号：25511018）の研究成果の一部である。

【注】

- (1) セクシュアル・マイノリティ (性的少数者 / sexual minorities) は、昨今、日本においても「LGBT」と表現されることが多くなった。レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (性別越境者) の頭文字をとったものである。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルは、性的指向 (sexual orientation) の向く方向性が異性ではないという点において、またトランスジェンダーは生物学的性別 (身体の性別) と性自認が一致しないという点において、それぞれ、規範的な性 / 生とは外れたところにあるものとしてステイグマを付与されてきた。本稿では、LGBTではとりこぼされる存在が多くあること、またセクシュアル・マイノリティではそこに含まれる存在の規定が困難であることから、「非規範的な性 / 生」と表現する。
- (2) 性別二元論とは、人間の性別を権力関係を介在した上で「女」「男」の二つのカテゴリーにわけ、後者により多くの利益配分を行なうこと (男性中心主義)、また、異性愛主義とは、二つにわけられたカテゴリーに配置される個々人が異性かつがうことをそれぞれ前提とする規範である。
- (3) 本稿では、自らの生命を絶つ行為を「自死」と記述する。ただし引用文においてはこの限りではない。一般的には「自殺」という用語が使用されることが多いが、全国自死遺族連絡会は、自らの生命を絶つ行為を「追い込まれた末の死」としてとらえ、「自死遺族が普通に家族の『死』を語れる社会」をめざし、活動を継続している。このことは、自死という出来事が周囲の人びとにとって、語ることでできないものとして認識されていることを示している。本稿では、遺された者 (生者) の観点から議論するため、「自死」という用語を用いる。
- (4) ただ、自死にも複数の位相は存在する。哲学的なプロジェクトを自死の敢行という最期をもって遂げた須原一秀は、周囲から理由が見つかる (推測可能な) 場合と見つかからない (推測不可能な) 場合とを峻別し、前者を「消極的な」自死、後者を「積極的な」自死と呼ぶ [須原一秀、二〇〇八]。
- (5) 「自殺予防対策法」(平成十八年六月二二日法律第八五号) は同年六月に公布、一〇月に施行された。参議院・超党派議員で構成された「自殺防止対策を考える議員有志の会」の議員立法によるものである。また、内閣府に特別機関として「自殺総合対策会議」(会長は内閣官房長官) を設置し、「自殺対策の大綱」を定めている。
- (6) 一九九五年にレズビアンとバイセクシュアル女性のためのミニコミ誌『LABRYS』の読者を対象にした予備調査が実施され、その後、一九九六年から翌年にかけて実施された「ノンヘテロセクシュアル (非異性愛) 女性の性意識調査アンケート」には三二〇名の回答が寄せられている [性意識調査グループ、二〇〇八、三頁]。
- (7) 厚生労働省からの委託を受けて、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施している電話相談。詳細は公式サイト (<http://279338.jp/>) を参照のこと。
- (8) 主催は「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」(<http://ameblo.jp/respectwithribbon/>)。
- (9) エイズ・アクティヴィズムは、また、行動の記録を生み出すという点でも特徴をもっていた。「アクト・アップ」という団体が撮影した当時の映像を使ったドキュメンタリー作品として「怒りを力に——ACT UPの歴史」(監督: ジム・ハバード / 米国 / 二〇二二年) が日本語字幕作品として販売されているので、ご参照いただきたい。日本語版制作・販売は「FAV連連影展」による (<http://www.renen-fav.org/main/>)。

【引用・参考文献】

- 有末賢、二〇一一、「生と死のライフヒストリー——相互・循環・一回性」慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第八四巻・第六号、七七―一〇六頁。
- 井上俊、二〇一三、「死にがい」をめぐって」大村英昭・井上俊編『別れの文化——生と死の宗教社会学』朱鷺書房、七―十八頁。
- 川村邦光、二〇〇五、「甲い論へ向けて」『現代思想』第三三巻・第九号、一四八―一五六頁。
- 、二〇〇四、「誰が死者を甲い論序説」『岩波講座宗教・九——宗教の挑戦』岩波書店。
- 小泉義之、一九九七、『甲いの哲学』河出書房新社。
- 清水晶子、二〇一三a、「奇妙な身体 / 奇妙な読み——クイア・スタディーズの現在」『現代思想』第四一巻・第一号、二二六―二二九頁。

- 清水晶子、二〇一三b、「喪失にあつて語るといふこと——セジウィックの『白いめがね』とアイデンティフィケーションをめぐるアンビバレンス」中央大学人文科学研究所編『愛の技法——クイア・リーディングとは何か』中央大学出版部、一七三〜二二一頁。
- 須原一秀、二〇〇八、「自死という生き方——覚悟して逝った哲学者」双葉社。
- 性意識調査グループ、二〇〇八、『三〇人の性意識——異性愛者ではない(女)たちのアンケート調査』七つ森書館。
- 波平恵美子、一九九三、「弔い——死者儀礼に表現される死の観念」河合隼雄・清水博・谷泰・中村雄二郎編『岩波講座 宗教と科学7——死の科学と宗教』岩波書店、九七〜一二七頁。
- 日高庸晴、二〇〇〇、「ゲイ・バイセクシュアル男性の異性愛的役割葛藤と精神的健康に関する研究」『思春期学』第一八巻・第三号、二六四〜二七二頁。
- 、二〇〇七、「社会調査から見た性的指向と健康問題」神戸女学院大学女性学インスティテュート『女性学評論』第二二号、四九〜六五頁。
- 日高庸晴・木村博和・市川誠一、二〇〇七、「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究」成果報告 (<http://www.j-msn.com/report/report02/index.html>)
- 堀江有里、二〇〇六、「レスビアン」といふ生き方——キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社。
- 、二〇一三、「他者の〈死〉という出来事——クイアすることをめぐって」『福音と世界』二〇一三年二月号、二八〜三三頁。
- 、二〇一四、「〈弔い〉をめぐる覚書——クイア神学からの一考察」『女性・戦争・人権』学会『女性・戦争・人権』第十二号、八六〜一〇三頁。
- 、二〇一五、『レスビアン・アイデンティティーズ』洛北出版。
- 、二〇一六、「初期エイズにおける女性の身体と人権——複合的リスクと不可視性をめぐる一考察」公益財団法人世界人権問題研究センター『研究紀要』第二二号、六一〜八一頁。
- 若林一美、二〇〇三、『自殺した子どもたち』青弓社。
- 渡邊太、二〇一三、『愛とユーモアの社会運動論——末期資本主義を生きるために』北大路書房。
- Crimp, Douglas, 1989, "Mourning and Militancy", *October*, Vol. 51, pp. 3-18.